

議案第 6 号

令和 7 年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

1 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120 名（3 学級分 男女別の定員なし）

2 志願資格

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）がともに通学区域（川崎市全域）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者とする。

ただし、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める志願の承認を必要とする者に該当する者であって、その承認を受けたものは、市内に住所を有する者とみなす。

- （1）小学校又はこれに準ずる学校を令和 7 年 3 月 31 日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- （2）文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和 7 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- （3）外国に所在する学校（現地校）において日本の 6 年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 4 月 1 日までの間に出生した者

3 志願手続

（1）志願の範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に入学を志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

（2）志願方法

志願者は、指定されたウェブサイト上で志願手続を行い、入学願書、調査書等の出願書類を附属中学校の校長宛てに、簡易書留により郵送するものとする。

（3）入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する方法により事前に納入する。
なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

（4）出願期間

令和 6 年 12 月 23 日（月）から令和 7 年 1 月 6 日（月）までとする。また、出願書類の郵送期間は、令和 7 年 1 月 7 日（火）から同月 9 日（木）まで（当該期間内の到着又は消印があるものを受け付ける。）とする。

4 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 検査期日

令和7年2月3日（月）とする。

6 合否決定及び合格発表期日

(1) 合否決定

附属中学校の校長は、前記4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受検者については、適性検査や参考にできる資料を活用して、適切に選考するものとする。

(2) 合格発表期日

令和7年2月10日（月）とする。

7 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 附属中学校の校長は、志願・合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 附属中学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。
- (3) 入学者に欠員が生じたときは、附属中学校の校長は、選考結果が合格者の次の順位の者から速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で入学者に充てるものとする。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。